

基幹相談支援センターの準備経過について

1. 29年度 実施したこと

- ・業務内容、必要な機能・サービスの検討を福祉計画部会、渋谷区障害者福祉課、社会福祉協議会で行った。
- ・主な業務内容案が平成29年8月30日 第2回自立支援協議会で提案された（基幹相談支援センターイメージ図より抜粋）。
 - ① 総合的な相談への対応
障害や年齢に対応した関係機関との連絡調整
 - ② 地域の相談支援体制の強化
相談支援事業所へのスーパーバイズ、相談支援事業所と関係機関による連絡会等の開催
 - ③ 虐待防止の取り組み
区と連携した未然防止の働きかけ、関係機関との連携
 - ④ 権利擁護の取り組み
成年後見支援センターとの連携

2. 30年度 準備の進め方、体制

- ・平成30年4月、基幹準備室を、はあとぴあ相談ステーション内に設置した（社会福祉協議会委託）。
- ・自立支援協議会の全体会、運営会議、相談支援部会にて進捗状況について適宜報告し、ご意見をいただく。
- ・福祉部障害者福祉課、保健所地域保健課、基幹相談支援センター準備室にて、基幹相談支援センター準備連絡会を上げた。
- ・連絡会は、毎月第2木曜日実施する、初回会議は平成30年5月10日（木）。

3. 自立支援協議会 相談支援部会との連携

- ・相談支援部会の活動テーマ「基幹相談支援センターの仕組み作りに協力していく」が（案）で提示された。
- ・平成30年5月17日（木）の相談支援部会課題調整会議では、現在の相談機関の役割確認、共通ルール作りのため、支援者及び関係機関向け「相談支援ガイドライン渋谷版」を作成していく提案がなされた。

4. 平成30年5月10日（木）、連絡会協議内容

①総合的な相談への対応について

来庁者の主訴を十分に聞き取り、お困りごとを整理し適切な部署へつなげることが中心になると考えられる。

②地域の相談支援体制の強化について

相談支援事業所に訪問し、相談支援業務を行なう上での、課題や困りごとをヒアリングする。ヒアリング結果をふまえ、各事業所のサポートになるような、具体的な仕組みや必要事項を連絡会で協議し、固めていく。

③虐待防止の取り組みについて

障害者福祉課で行っている、現在の対応の流れ、事例について次回の連絡会で共有する。

その他（困難ケース）について

相談支援事業所への後方支援を担うためには「困難ケース」に関わることが想定される。次回の連絡会までに現在抱えている「困難ケース」をリストアップし、共有し、基幹の役割を整理する。

三障害対応、切れ目のない支援をしていくために、特定相談支援事業の指定については、「成人」「児童」両方の指定をとる。

5. スケジュール

- ・平成30年6月 業務内容運用方法・検討、各相談支援事業所訪問
- ・平成30年8月 業務内容確定 平成31年度予算要求
- ・平成30年9月～ 周知、情報発信準備（パンフレット作成）、業務マニュアル作成
- ・平成31年1月～ 新庁舎にて運営開始